附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月三十日

奈良県知事　山　下　　真

奈良県規則第十四号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三万四千九百円」を「三万五千四百円」に改める。

第四条第一項中「五十五万円」を「五十五万九千円」に改める。

別表第一職の欄中「教科用図書選定審議会の委員」を「教科書等選定審議会の委員」に改める。

附　則

この規則は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。